

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	(共同企画社会推進課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(四件)	(同)	三
○区画漁業権の変更の免許	(水産振興課)	三
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	三
公 告		
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(水産振興課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
企 業 局		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告		六
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		七
選挙管理委員会		
○漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製 申請 縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間		八
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		八

告 示

○宮城県告示第百二二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ベビースマイル石巻

一 代表者の氏名 荒木 裕美

二 主たる事務所の所在地 石巻市向陽町二丁目三番一号

三 定款に記載された目的

この法人は、妊婦から未就園児の親子に対して、子育て支援に関する事業を行い、親子の心身の健康・震災からの子育て環境の復興再築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年一月十一日

○宮城県告示第百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 子育て支援アシスト・エフワン

一 代表者の氏名 伊藤 美代子

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区北高森十二番地の十一

三 定款に記載された目的

この法人は、子育て家庭の子育てに関する支援を行い、家族が身体的かつ精神的に安定した家庭生活を営むことで、虐待を未然に防ぎ、子どもの未来を育てることに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十四年一月十二日

○宮城県告示第百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 蓮笑

一 代表者の氏名 西岡 正

二 主たる事務所の所在地
三 定款に記載された目的

多賀城市桜木三丁目七番十九号メゾン桜木B二〇一号
この法人は、災害・戦乱等のため災害救援活動の必要となった被災地での生活環境現況調査を行い、必要な支援を、必要な数量・適切な方法で、復旧・復興支援をコーディネートします。
災害・戦乱の災害救援活動、物資調達、物資配送、避難所運営支援、各種支援コーディネート、応急仮設住宅入居者支援、訪問介護・家事援助等の介護保険法に基づく在宅支援サービスやボランティア派遣による高齢者、生活弱者、障害者外出援助等さまざまな活動を、行政や地域住民と寄り添いながら行います。

災害復興期ではスポーツ指導者を派遣し親子参加型空手教室や公共施設管理、公共音楽ホール等での国際コンサート事務局等、学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図ることで周辺地域の、コミュニティ形成支援を行います。

活動期間の短期長期に関わらず数多くのボランティアと研修者を受け入れ、被災地等の支援のためのボランティア拠点の運営を行い、現地生産物のインターネット販売等の流通支援を行い、生産者と消費者の交流を図り、農場では無農薬有機農法での生産・加工・流通・販売の実施研修や食農教育等を6次産業起業人材育成の研修として行います。

災害・戦乱で被災した地域コミュニティが活性化することで地域産業・雇用を創出する一助となり、被災した地域住民との交流を深めることで、暮らしやすい地域社会ができ、健康で文化的な生活を営むことが出来る社会の実現に寄与していきます。

四 申請のあった年月日

平成二十四年一月十二日

○宮城県告示第百六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十四年一月十九日次の者を指定した。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名

診療科目

所属医療機関の名称

所属医療機関の所在地

石橋 悟	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
横田 実	整形外科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七・一
金子 直征	外 科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七・一

○宮城県告示第百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 壮	脳神経外科	医療法人社団赤石病院	塩竈市花立町二十二・四十二
阿部 広幸	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百

○宮城県告示第百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
内山 哲之	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十
児玉 英謙	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十
村田 幸生	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十
板橋 俊隆	眼 科	医療法人社団さくら有鄰堂板橋眼科医院	岩沼市桜四丁目六・十六	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十

○宮城県告示第九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五一〇〇二二三	事業所の名称及び所在地	アサヒサンククリーン在宅介護センター仙台青葉区木町九十五	指定障害福祉サービスの種類	同行援護	設置者名	アサヒサンク株式会社	指定年月日	平成二十四年二月一日
事業所番号	〇四一五一〇〇二二二	事業所の名称及び所在地	栗生ヘルパーステーション仙台市青葉区落合四丁目二・二十二	指定障害福祉サービスの種類	同行援護	設置者名	アサヒサンク株式会社	指定年月日	平成二十四年二月一日

○宮城県告示第一百十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇一五九	事業所の名称及び所在地	ケアサポートあおぞら仙台市太白区土手内二丁目三番二号	指定障害福祉サービスの種類	同行援護	設置者名	有限会社あおぞら	指定年月日	平成二十四年二月一日
-------	------------	-------------	----------------------------	---------------	------	------	----------	-------	------------

○宮城県告示第一百一十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇一〇〇九	事業所の名称及び所在地	サンサンファクトリー	指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B	設置者名	特定非営利活動法人	指定年月日	平成二十四年
-------	------------	-------------	------------	---------------	---------	------	-----------	-------	--------

○宮城県告示第一百一十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五五〇〇五二九	事業所の名称及び所在地	あつぶるケアヘルパーステーション仙台市泉区長命ヶ丘一丁目十八番十三号一〇一号	指定障害福祉サービスの種類	同行援護	設置者名	あつぶるケア株式会社	指定年月日	平成二十四年二月一日
-------	------------	-------------	--	---------------	------	------	------------	-------	------------

○宮城県告示第一百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第二十二條第一項の規定により、区画漁業権の変更に ついて別冊のとおり免許した。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第一百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八條第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分をした年月日
平成二十四年一月三十一日
- 二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名	社 斉藤 龍志	主たる営業所の所在地	仙台市宮城野区日の出町三丁目一番三三号	建設業許可番号（宮城県知事許可）	
----------------	---------	------------	---------------------	------------------	--

型	〇一	仙台市太白区秋保町馬場字深野三十九の	動法人アグリ	二月一日
			ノーマライゼーション	
			秋保	

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

- 1 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部

- 2 営業停止期間

平成二十四年二月十四日から同年二月二十日までの七日間

四 処分の原因となった事実

ノリツケール株式会社は、平成十三年二月十七日をもって、それまで有していた法第三条第一項の規定による許可が効力を失ったにもかかわらず、平成十三年二月から平成二十三年一月までの間に、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

これらのことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
クオール薬局岩沼店	岩沼市中央三・四・二十七	平成二十四年二月一日
サイカ調剤薬局大館店	伊具郡丸森町字大館三・百九	平成二十四年二月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 工事名 宮城県漁業調査指導船建造工事

- 2 船種及び数量 第一種小型漁船 一隻

- 3 工事の様態等 入札説明書及び建造仕様書による。

- 4 納入期限 平成二十四年三月三十日（金）

- 5 納入場所 石巻市石巻漁港（新漁港）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去十年以内に十九トン程度以上の漁業調査船又は漁業実習船の建造実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十四年二月二十一日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課企画推進班（担当 日下啓作 電話〇二二・二二一・二九三五）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十四年二月二十日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年二月二十一日までに必要

書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十四年二月二十九日午前九時から平成二十四年三月一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十四年三月一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、

入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年三月二日午前十時三十分 宮城県行政庁舎十一階 第二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

- 8 契約書作成の要否 要
- 9 詳細は入札説明書及び仕様書による。
- 10 納入期限(平成二十四年三月三十日)は、工事請負契約を締結した後において、平成二十三年度宮城県一般会計補正予算等が議決されたとき、平成二十五年三月二十九日に変更する。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Products to be Manufactured : Fisheries Research Vessel (1 Vessel)
 - 2 Deadline for Bid : Thursday, March 1, 2012, 5 : 00 pm
 - 3 Delivery Location : Ishinomaki Fishing Port, Sakana-machi, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture
 - 4 Contact Person : Kaisaku Kusaka, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Abba-ku Sendai Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-2935

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年二月七日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町針浜字針浜三百十四番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
牡鹿郡女川町宮ヶ崎字川尻二十六番地の四
岡 誠

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年二月七日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

- 一 入札に付する事項
- 1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム(単価契約)
- 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 納入期間 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者でない。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしているときと認められるとき)。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年三月一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県企業局公営事業課総務班（担当 渡辺 齋子 電話〇二二・二二一・三四一三）

2 入札説明書の交付期限
平成二十四年三月一日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年二月二十四日（金）まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年三月七日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十四年三月十九日（月） 午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年三月二十一日（水） 午後二時
宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第九十一号）第二条の規定による。

四十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第一百三十九条及び第一百零四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一トnton当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum Chloride (Unit-price contract)

2 Period of Supply : April 1st, 2012 to March 31, 2013

3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koutou Water Purification Plant, Nambuayama Water Purification Plant

4 Deadline for Bid : March 19, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Mayuko Watanabe, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3413

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十四年二月七日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一日 時 平成二十四年二月十五日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 第三百三十五回宮城県議会議案に対する意見について

2 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

3 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

4 宮城県社会教育委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第十三号

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第四十四号）第二条第一項の規定により、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第一項の海区漁業調整委員会選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間を次のとおり定める。

平成二十四年二月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日

平成二十四年四月一日

二 申請の期間

平成二十四年四月一日から同月十日まで

三 調製の期日

平成二十四年五月十五日まで

四 縦覧の期間

平成二十四年五月二十日から同年六月三日まで

五 異議の申出に対する決定の期間

異議の申出を受けた日から二十日以内

○宮選管告示第十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二ヶアハウスチアフル岩沼の項の次に次のように加える。

しんせん長春館

附 則

この告示は、平成二十四年二月七日から施行する。

同 市中央三丁目七番一六号